

安心・安全に
住み続けられる
コミュニティ形成
の
ために

知ら咲か



2015 OCTOBER

(編集発行)「知らせましょ・咲かせましょ」事務局・広報(住所)宝塚市逆瀬台 1 丁目 3

URL <http://www.shirasaka8.net/>

白瀬川沿いの 8 つのマンション住民有志が、全住民の安心・安全に住み続けられるコミュニティ形成を目標にして「知らせましょ・咲かせましょ(通称“知ら咲か”)という団体をつくりました。「知ら咲か」は「知らせましょ・咲かせましょ」の広報紙です。(事務局へはTel070-5041-4405 石田まで)

「知ら咲か」の活動と費用支出項目

地域情報の発信
広報“知ら咲か”



非営利の地域
活動の支援



生活困りごと
お手伝い



地域テーマの
研究検証と発信



防災
安全

防災備蓄基金積立

見守り・助け合い・支え合い
活躍の場づくり



地域づくりは活躍の場づくりでもあります。多くの方にいろいろな形で参画していただいています。地域を歩き問題の指摘をしていただく方もいます。その原因の分析と課題の設定をする方も、そしてそれへの

志が「思い」だけで活動しているのが「知ら咲か」で、**会費や寄付**でのご協力も大きな柱になります。いづれも少しずつの力を集めて成り立っている、いわば**素人住民の有志**が「思い」だけ

「知らせましょ・咲かせましょ」会員募集

今号折り込みの用紙でお手続き下さい

地域への思いをキーワードに発足三年目の「知ら咲か」、私たちの住むまちに誇りを持ち、「何時までも住み続けられるように!」との思いを集めて、時々テーマの解決に取り組みながら**地域の情報を拾い集めて発信**してきました。地域への思いをキーワードに発足三年目の「知ら咲か」、私たちの住むまちに誇りを持ち、「何時までも住み続けられるように!」との思いを集めて、時々テーマの解決に取り組みながら地域の情報を拾い集めて発信してきました。

一口千円の寄付項目も発足
■会費

- 個人正会員 三千元
- 個人賛助会員 三千元
- 団体正会員 二万円
- 団体賛助会員 二万円
- 寄付(一口) 千円

*口数制限なし

郵便局ATMをご利用下さい

会員継続、新規加入、寄付等の手続きは郵便局のATMでお払い込みを頂くことで完了します。今号折り込みのチラシをご覧の上お手続き下さい。

尚、加入や寄付は**強制ではなく任意**ですので、あくまでも皆様の自由なご判断でお決め下さい。

■粗大ゴミ回収は十月八日(木)

- ・二ページ、三ページにゴミ特集
- ・四〜七ページ土砂災害特集
- ・折り込み 会員募集

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

知ら咲か編集委員募集

◎イラスト描ける方を募集中

ちょっと待って！その廃家電・粗大ゴミ廃棄

【参考】環境省のキャンペーンチラシ

無許可の回収業者が
ゴミ回収することは
認められていません

適正な処
理が確認
できない

この壊れたソファ
とテレビ捨て
たいわ・・・



重くて運
ぶの大変
だなあ！



そういえば何
でも回収する
ってチラシが
入ってたよ



でも、そこに
頼んでいい
のかしら？



ちょっと待って下さい！無
許可業者による不法投棄や
不適正処理が問題になって
いるんですよ。



そうだなあ、
正しい処分方
法でなければ
なあ～。



家庭の廃棄物は市が
案内しているルール
で行って下さい。



Q 1. 「無許可」の廃棄物回収業者とは何ですか？

A. ご家庭の廃棄物を市の一般廃棄物処理業の許可なく、又は市の受託を受けずに、違法に回収している業者のことです。

(回収パターン) 町中を大音量で巡回、空き地で回収、チラシを配布、インターネットで広告

Q 2. なぜ「無許可」の廃棄物回収業者に廃棄物の処分を依頼してはいけないのですか？

A. 不許可の廃棄物業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できないからです。不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災等の事例が報告されています。

Q 3. ちらしやホームページを見ると、ある回収業者は「産業廃棄物処理業の許可」と「古物商の許可」を持っているようです。この業者になら、廃棄物の処分を依頼しても問題ないですか？

A. ご家庭の廃棄物を回収するには、市の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。産業廃棄物処理業許可は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品等の売買を行うための許可です。

Q 4. 廃家電や粗大ゴミなどの廃棄物はどうしたらいいのですか？

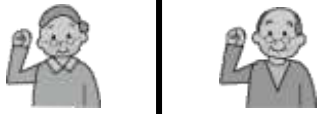
A. 前日までに予約受付センター（0797-87-3363）への予約をとり、その際に確認した料金の粗大ゴミ処理券を購入し氏名を記入して貼り付けて貼り付けて予約した所まで運び出して下さい。予約センターで予約をとって自身でクリーンセンターに持ち込む方法もあります。

Q 5. 比較的新しく十分に使える家電ですが、どうしたらいいですか？
 A. まだ新しいものはリユースショップ（中古品販売店）で買い取ってもらいましょう。古物商の許可を有し信用できる業者に中古品としての買い取りを依頼して下さい。

Q 5. 家電リサイクル法の対象家電は？
 A. テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機です。これらの家電は、「家電リサイクル法」に基づき、家電小売店などによって引き取られ、家電メーカーがリサイクルを行います。廃家電を引き渡すときに、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要になります。

「断捨離」「終活」「3R」

不要品、ゴミに関連する言葉のいろいろを集めてみました。意味合いを考えましょう。

<p>「断捨離」 (やましたひでこさんの商用登録) 不要なモノの数を減らし、生活や人生に調和をもたらそうとする生活術や処世術のこと。 「断」=入ってくる要らない物を断つ 「捨」=家にずっとある要らない物を捨てる 「離」=物への執着から離れる</p>	<p>「語源」 ヨーガの行法、「断行（だんぎょう）」、「捨行（しゃぎょう）」、「離行（りぎょう）」という考え方を応用して、人生や日常生活に不要なモノを断つ、また捨てることで、モノへの執着から解放され、身軽で快適な人生を手に入れようという考え方、生き方、処世術である。</p>	<p>「終活」 少子高齢化時代を社会的背景とした「人生の終わりのための活動の意」。物品の整理、社会的な関係の整理がある。</p> 
--	---	--

<p>「3R・3R活動」 Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字 ごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくらうとするもの。</p>	<p>Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること</p>	<p>【ごみを減らす】 ・買い物袋を持参する、包装を断る ・使い捨て商品の使用を減らす ・トレーを減らす ・食品は必要な分だけを購入する ・食べ残しをしないなど</p>
	<p>Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにはまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること</p>	<p>【ごみをもう一度資源にする】 ・市の分別収集に協力する ・販売店の分別ボックスに入れる</p>
	<p>Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること</p>	<p>【繰り返し使う】 ・詰め替え容器を使用する ・包装紙、段ボールを再使用する ・ガレージセールなどに参加する ・不要品交換など</p>

家具家電や古着のリサイクルショップ、本・CD等の買い取り店、家電量販店の買い取りシステム、ネットでの買い取り、オークション等も利用できます。(違法業者の選別は必要)

お願い 10月8日(木)知ら咲か粗大ゴミ回収

本年の知ら咲かの粗大ゴミ回収は7マンション、43世帯主の皆様からお申込みがありました。回収は10月8日(木)の午前8時30分から午後5時の間にアヴェルデから順次、回収の予定にしております。

回収当日に例年同様、粗大ごみの回収場所の一時使用・エレベーター、又は階段の利用・ゴミ収集専用車の通行・停車(一時的な多少の騒音をご容赦下さい)につきまして何卒、ご理解とご高配を賜りますようお願い致します。

今回の宝塚市指定業者は海田工業様にお願いしています。回収には知ら咲か事務局員が立ち会い、居住者様への注意事項等の配慮を行うことしております。

ご不便、ご迷惑をおかけ致しますが何卒、ご寛容下さいますようお願い致します。



土砂災害警戒区域内（土石流）に住む私達の備えについて

（白瀬川の砂防ダム管理者にお聞きしました）

寄稿 阪急逆瀬台アヴェルデ 都築直幸さん

「知ら咲か」第 23 号（平成 27 年 4 月 1 日発行）で、白瀬川沿いの 7 つのマンション（逆瀬川マンション、逆瀬台住宅、阪急逆瀬台マンション、逆瀬川グリーンハイツ、宝塚西山住宅、阪急逆瀬台アヴェルデ、シャントリー逆瀬川）は、敷地の一部、敷地と建物の一部、敷地と建物の全てが、土砂災害警戒区域（土石流）内に有ること。（宝塚市防災マップ、「知ら咲か」第 23 号に折り込みの土砂災害警戒区域（土石流）図参照）

又、上記の各マンションの内、最上流沿いに有る、阪急逆瀬台アヴェルデの上流に砂防ダム（白瀬第一号えん堤）が有り、更に上流に第二、第三号えん堤が有ること、ダムが造られた際の設計基準（ダムの強度等）、そして、今ではその基準を超える雨が降るのが珍しくなく、計画通り土砂災害を防ぐのは、難しいと言われている。土砂災害警戒区域内（土石流）に住む私達は、日々の生活の中で、常に危機意識を持って、万に備える必要があるのではないかな等をご紹介します。

今回は、上記の白瀬川の砂防ダムを管理する「兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所」（以下、県宝塚土木事務所）と、関係する「宝塚市都市安全部 危機管理室総合防災課」（以下、市総合防災課）に、砂防ダムの安全性、日常管理、土砂災害が発生した場合の対応等についての質問と、それに対する回答、関連事項をまとめてみました。

尚、土砂災害警戒区域（急傾斜によるがけ崩れ）内に有る、逆瀬川パークマンション（敷地の一部と建物の大半）と阪急逆瀬台アヴェルデ（敷地の一部）についての検討は、紙面の都合上、次の機会にしたいと思います。



1. 白瀬川に設けられている、砂防ダムの安全性についての質問と回答。

1) 設計基準を超える雨が降った場合のダムの安全性は。

答え：（概要）白瀬第一号えん堤は、昭和 45 年に竣工していますが、現在当時の資料は残っていません。宝塚土木事務所管内の土石流対策施設の設計基準は、24 時間雨量で 329 ミリとなっています。

万一、設計基準を超える雨が降った場合には、土石流がえん堤を超える恐れがあり、下流に被害を及ぼす可能性があるため、適切な判断で避難していただく必要があります。（県宝塚土木事務所）

参考：宝塚市の 2013 年（平成 25 年）4 月～2015 年（平成 27 年）3 月までの 2 年間で、24 時間での最高雨量は 193 ミリ（2014 年 8 月 10 日）です。



2) 砂防ダムの日常管理はどのように行われていますか。

答え：点検は必要に応じて行います。

白瀬第一号えん堤については、直近で平成 25 年 9 月と、平成 27 年 6 月に砂防設備点検を行っています。

点検内容は、ダム本体をはじめ施設のひび割れ、漏水等、又ダム背面の土砂の堆積状況等について確認し、現時点では対策の必要はないと判断しています。（県宝塚土木事務所）

3) 白瀬第一号えん堤の上部に、表面が剥落し岩肌が露出している岩山、又転げ落ちそうに見える大きな岩が見えますが安全上、又ダムへの影響は無いでしょうか。

答え：砂防ダムは、土石流及び流木の衝撃力を想定して設計されています。ご指摘の岩山と岩については、地形や勾配から判断して、ダムに及ぼす影響は極めて少ないものと考えています。

又、上記 2 回の点検結果により、ダム背面の土砂堆積量に余裕があることが確認されており、えん堤の下流に影響を与える可能性も低いと考えています。

但し、大雨が継続した場合や、気象庁と県が合同で発表する土砂災害警戒情報を十分ご確認いただき、災害発生危険度が高まっている場合には、早めに避難を心がける等、適宜適切な行動をとっていただくようお願いいたします。（県宝塚土木事務所）

2. 市内の各戸に配布されている「宝塚市防災マップ」(平成 25 年 3 月発行)には、「土砂災害警戒区域図は、兵庫県において将来見直しがある予定です」と書かれておりますが、見直しはありますか。

答え：現在見直し中で、来年 3 月までに調査が終わる予定です。(県宝塚土木事務所)

3. 土石流の発生が予想される場合、対象地域の住民にはどのように伝えられますか。

答え：宝塚市から以下の機器等を通じて情報が発信されます。

- 1) 宝塚市安心メール：携帯電話やパソコン、スマートフォン等に情報発信。
- 2) 宝塚市のホームページから緊急情報発表。
- 3) 広報車、消防車。
- 4) エフエム宝塚：83.5MHz。
- 5) パソコン等でヤフーのトップページから「緊急地震速報や豪雨予報をいち早く お知らせ」をクリック。



4. もし、土石流が発生した場合は、どのように対処されますか。

1) 土砂、岩石、流木等の除去は。

答え①：白瀬川の川の中(川底と側壁に囲まれる範囲)の土砂等は、県が取り除きます。河川の管理は河川が、河川として機能するように管理することになっております。(県宝塚土木事務所)

答え②：白瀬川からあふれ出た土砂等については、県と市の管理区分(県道、市道等)により、県又は市が取り除きます。マンションの敷地内については対象外です。自然災害については、原則として、行政の管理範囲を超えとの考えからです。

但し、災害対策基本法第 6 2 条で市町村長は、当該市町村の地域で災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他の災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない。と定められており市が関係しないということはありません。(市総合防災課)

具体的な内容については、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき(途中カット)県民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で作成された「兵庫県地域防災計画 風水害等対策計画」で被災時における県、市町が実施する被災時支援の内容が示されております。

土砂災害は毎年、全国で 700~1,400 件発生しており、昨年は 1,184 件発生し、死者は 81 人に上るそうです。又砂防ダムが有っても、多くはありませんが、死者が出ているとのことです。(国土交通省砂防部保全課)

2) 災害発生後の補償は。

災害による被害者に対し市・県からの災害弔慰金、見舞い金の概要をご紹介しますが、様々な条件があるため、実際に受け取ろうとする際は、事前に条例等を調べる、又は市に聞く等していただく必要があります。(市総合防災課)

○市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金等。(抜粋)

- ア. 災害弔慰金として死亡者 1 人につき、主たる生計維持者の場合 500 万円、それ以外の場合は 250 万円。
- イ. 災害障害見舞金として障害者 1 人につき、主たる生計維持者の場合 250 万円、それ以外の場合 125 万円。

○県による災害援護金。(自然災害による場合) *抜粋

- ア. 災害援護金として、住家の床上浸水の場合、1 世帯につき 3 万円。
- イ. 重傷の被害者 1 世帯につき 3 万円。
*被害数が 50 以上に達した場合。

○県による死亡見舞金（自然災害による場合）＊抜粋

ア. 死亡した県民等 1 人に付き 20 万円。

＊死亡した遺族に対して「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金が支給される場合は、県からの死亡見舞金は支給されません。

○市からの、災害見舞金及び死亡弔慰金の支給（抜粋）

（災害救助法が適用されない場合の風水害等自然災害について、被災した市民に対して見舞金、死亡弔慰金が支払われます）

ア. 死亡者（重傷原因による死亡を含む）3 万円。

イ. 重傷者（おおむね 1 カ月以上の治療を要すると認められる者）1 万円。

ウ. 水損（床上浸水及び消防活動による放水害を受け、一時的に居住することが困難な場合）1 万円。

5. 土砂災害警戒区域（土石流）内の住民の心構え、備え、対策等で具体策があればお教え下さい。

1) 土砂災害への備えについて（市総合防災課）

「日頃の備えと早めの避難が大切です」

・日頃の備え（抜粋）

ア. 懐中電灯、ラジオ、非常持ち出し品等がそろっているかチェックしておく。

イ. 日頃から土石流が発生したら、どこに避難するか考えておく。

ウ. 土砂災害の多くは、雨が原因で起こります。気象情報に気を配り連続雨量、時間雨量等をチェックする。

＊チェック例：インターネットの「宝塚市ホームページ」のトップページの中から、「いざというときに」の中の雨量情報をクリック（順次進む）

・避難の判断。

ア. 市が避難を呼びかけたら。

イ. 前触れと思われる現象（前兆現象＊下記 3））を発見したら。

ウ. 近く（市内や隣接する市町）で土砂災害が発生したら。

エ. これまでに経験したことのない雨を感じたら。

・早めの避難（以下の前兆現象を、見たり、聞いたりしたら早めに避難して下さい。前兆現象が無くても、土砂災害が起きる場合があります）

ア. 山鳴りがする。

イ. 急に川の流れがにごり、流木が混じっている。

ウ. 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

エ. 腐った土のおいがする。



2) 土石流の発生が予想される時、又は発生時の一時避難場所(階)について(マンション内で居る時)

土石流の規模とマンションの位置によって、被害の大きさが変わるため、一概には言えませんが、2階以上、3階くらいまで一時避難すれば、身の安全は図れるものと思われます。あくまでも状況に応じた判断が必要になります。

参考までに、昨年 8 月 20 日に広島市で発生した土石流発生時には、地域全体を土砂等がおおい、建物の 1 階まで流れ込み、地域の住民は全員避難を余儀なくされたとのこと



3) 被災者に対する住居の確保について。

- ・市の計画：被災し、今迄住んでいた住居に住めなくなった被災者の一時入居先として、市営住宅・県営・公団・公社住宅等の空室の提供、民間賃貸住宅の借り上げによる供給、斡旋。県が建設した応急仮設住宅の提供等種々計画されております。
- ・被災者が居住するマンション内の空室を、賃貸できないか検討する。
 - ア．空室所有者と管理組合が交渉し、被災時のみ一時使用できる契約が出来ないか検討する。(管理費を使用すれば、非被災者との間でトラブルが発生しないか等を検討)
 - イ．管理組合が斡旋して、被災者と所有者が賃貸契約を結ぶ。他

*各マンションの集会室等を、予め避難所に利用することを決めておき、毛布等を備えておくことを検討してみてもはいかがでしょうか。

6. <参考>昨年、広島市で発生した土石流の被害者に対する、行政支援の概要。

以下は、昨年8月20日に広島市で発生した大規模な土石流により、70名を超える死者が出た地域に対し、国、広島県、広島市による各種支援の内容の一部をご紹介します。

*弔慰金等については、いずれも様々な条件が付いており、その条件が満たされた場合に支給されております。(概要)

1) 災害弔慰金 (国の制度)

- ア．生計を維持されていた方の遺族 500万円
- イ．その他の方の遺族 250万円

2) 災害障害見舞金 (国の制度)

- ア．重度の障害を受けた方で、生計維持者の場合 250万円
- イ．重度の障害を受けたその他の方 125万円

3) 広島市災害見舞金 (抜粋) *国の制度が適用された場合は、支給されません。

- ア．住家の半壊・半焼世帯 10万円
- イ．住家の床上浸水 5万円

4) 広島県災害見舞金 (抜粋)

- ア．住家の半焼・半壊世帯 10万円

5) ビニールシート及び土のうの貸与。

- ア．自分で応急措置を行える方で、ビニールシート及び土のうの入手が困難な場合。
- イ．貸与期間：当分の間

6) 宅地内に流入した堆積土等は市で撤去します。

*自動車、植木等の被害は支援の対象になりません。車の場合は新規購入の際、取得税が優遇(条件があります)されます。

7) 家庭内の被災ゴミは、連絡いただければ市で収集します。

8) 市営住宅、県営住宅、民間の賃貸住宅(借り上げ)への1年間の無償提供。

以上

白瀬の自然

ハチ注意！活動期はもう少し

スズメバチ

ハチによる被害が大きい時期は残り僅かです。
種類によって違いますが、ハチの活動期は春から秋にかけてです。例えばスズメバチは春に巣作りを始めて秋に活動を終えます。越冬することが出来るのは基本的に、その年、巣で生まれた女王蜂のみです。冬期にハチが飛び回ることはありません。

巣材収集や幼虫の餌の狩猟は主に働き蜂の役割です。この働き蜂、9月～10月にかけて個体数が最も多くなります。従って蜂による被害もこの頃に多くなります。

この時期にはハチは攻撃性が強くなります。刺された場合には中には死に至る場合もあります。

【ハチとの向き合い方】

- 巣には近づかない。
- 飛び回っているハチからは静かに離れる。
- 手や棒などで追い払わずに逃げましょう。
- 万が一、ハチに刺された場合には、
 - ・速やかにその場を離れる。
 - ・傷口を洗い毒を絞り出す。
 - ・傷口に薬を塗り、傷口を冷やす。
 - ・早めに医療機関を受診する。

この地域は豊かな自然環境に囲まれ生活にも潤いをもたらしてくれています。この自然環境はハチにも恵まれた環境ともいえます。

自然との付き合いの中ではハチの領域を侵さないことが上手な方法といえます。



2014年の岩倉橋橋梁下の巣



【編集後記】

会員の皆様に平素の御礼と

活動経費ご支援のお願い

広報紙は毎月千五百部作成し、地域住民の皆様と社協・関係団体に配布、今月二十九号をお届けする事ができました。会員皆様の会費によるご支援と取材ご協力の賜物です。

粗大ごみの回収は三度目で延べ百世帯以上の皆様が恩恵を受け大変感謝されています。

このまちに住んでいて良かったと思える活動の一端を担えますよう「本年度会費のご支援・ご寄付等」を出来る範囲でのご協力」よろしくお願いたします。

先の東日本豪雨では五十年に一度ともいわれる雨量で、河川の決壊による大きな被害が発生しました。「最大級の警戒」の呼びかけに対し該当三自治体広報では驚くほどの命の危険度に格差が生まれたとの報道がありました。

平素の危険個所の実態把握、情報共有化、備え等危機管理のため「知ら咲か」の情報も些かでもお役に立ちますように願っています。

(石田)

イタリアンレストラン ロッソネロ



営業時間：ランチ 11:30～15:00 (L.O. 14:00)
ディナー 18:00～21:00 (L.O. 20:30)
定休日：水曜日
TEL&FAX：0797-72-9696
宝塚市逆瀬台1丁目11-4-202 アヴェルデ4番館 2F
www.rossonero.be5.net

「知ら咲か」広告登録会社

きっかけは
出会いから
始まる

株式会社 兵庫県知事(2)第300298号
キューコーポレーション

不動産に関することは
お気軽にお問い合わせください

宝塚市高司1-1-16(A-プライス 2F)
0797-73-0041
www.cue41.com



「知ら咲か」広告登録会社